

## 要届出業務上取扱者 変更届出の記載上の注意

### ●以下の事項を変更した場合

- ・開設者の氏名又は住所（法人にあっては法人名及び主たる事務所の所在地）
- ・取扱品目
- ・事業場の名称
- ・構造設備の主要部分

変 更 届 書		1 この届書は、変更後 30 日以内に提出してください。 2 法人の場合は、会社の代表者印(実印)を押印してください。
添 付 書 類	戸籍抄本、登記事項証明書等	開設者の氏名又は住所（法人にあっては法人名及び主たる事務所の所在地）が変更になった場合
	平 面 図	構造設備の主要部分の変更の場合（新・旧図面）

### ●毒物劇物取扱責任者を変更した場合

毒物劇物取扱責任者 変 更 届		1 この届書は、変更後 30 日以内に提出してください。 2 法人の場合は、会社の代表者印(実印)を押印してください。
添 付 書 類	資 格 証 明 書	下記を参照してください。
	証 書	取扱責任者が申請者(法人の場合を含む)に雇用されている場合に必要です。
	診 断 書	1 取扱責任者が「精神機能の障害により欠格事由に該当する者」「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者」でないことを証する医師の診断書が必要です。 2 診断年月日から3ヶ月以内のものがが必要です。
	宣 誓 書	取扱責任者が自署します。

### 毒物劇物取扱責任者となるために必要な条件とは

毒物劇物取扱責任者の資格(毒物及び劇物取締法第8条) (厚生労働省通知:平成13年2月7日 医薬化発第5号)

以下の要件を満たす者でなければ、毒物劇物取扱責任者になることができません。

(1)資格要件:以下に掲げる事項のいずれかに該当する必要があります。

ア 薬剤師(法第8条第1項第1号)

イ 厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者(法第8条第1項第2号)※1

ウ 都道府県知事が行なう毒物劇物取扱者試験に合格した者(法第8条第1項第3号)

※1・・・応用化学に関する学課を修了した者とは、以下に掲げる学校のいずれかを修了した者です。

高 等 学 校 専 修 学 校	高 等 専 門 学 校	大 学				
		(短期大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校を含む。)				
化学に関する科目を30単位以上修得した者(全日制、定時制を問わない。又、旧学校令に規定する実業学校を含む) ※2	工業化学科等	薬 学 部	理学部、理工学部、教育学部	農学部、水産学部、畜産学部	工 学 部	そ の 他 の 学 部 ・ 学 科  化学に関する授業科目の単位数が、必須科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科。※2
		学科は問わない	化学科 理学科 生物化学科等	農業化学科 農芸化学科 農産化学科 園芸化学科 水産化学科 生物化学工学科 畜産化学科 食品化学科等	応用化学科 工業化学科 化学工学科 合成化学科 合成化学工学科 応用電気化学科 化学有機工学科 燃料化学科 高分子化学科 染色化学工学科等	
単位修得証明書	卒 業 証 明 書 注)卒業証明書は、卒業証書(照合後返却する。)でも代用できます。					単 位 修 得 証 明 書
資 格 証 明 書 ( 提 出 書 類 )						

※2・・・ここで、化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学等

工業技術基礎・・・課題研究:化学に関する科目とみなされる。この場合は応用化学に関する学課を終了したことを証する書類に、科目名「(化学)」等の字句が明字され証明してあるものに限る。 例「工業技術基礎(化学)」

(2)その他の要件:以下に掲げる事項のいずれにも該当しないことが必要です。

ア 年齢18歳に満たない者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

《問い合わせ先》

〒125-0062

葛飾区青戸 4-15-14(健康プラザかつしか2階)

葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係

電話：03(3602)1242

FAX：03(3602)1298